大津市ふれあいネット導入事業費補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、地域住民への情報提供等をインターネットを通じて行うためのソフトウェアの利用を導入する自治会等に対し、その導入に要する経費の一部を予算の範囲内において補助することにより、自治会等の活動の負担の軽減及び効率化並びに多様な市民が地域活動に参画しやすい環境づくりの促進を図り、もって地域コミュニティの充実及び豊かで活力にあふれる地域活動を推進することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　ソフトウェア　インターネットを通じて、自治会等が当該自治会等の構成員に対して行う情報の提供、当該構成員間で行う情報等の交換その他の活動（以下「情報提供等」という。）を自治会等が行うのを支援するための機能を有する有料のソフトウェアをいう。

⑵　自治会等　自治会、学区自治連合会及びまちづくり協議会（大津市まちづくり協議会の設立の届出に関する要綱（令和２年制定）第４条の規定による要件の確認を受けた者に限る。）をいう。

（補助対象事業）

第３条　この要綱によるふれあいネット導入事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる事業は、ソフトウェアの利用の導入（円滑な情報提供等を行うことを目的として、既に導入しているソフトウェアの機能の強化又は改修（以下「機能強化等」という。）を行う場合を含む。以下同じ。）を行う事業であって、次のいずれにも該当するものとする。

⑴　利用するソフトウェアの機能は、当該自治会等の規模、活動内容等に照らして、当該自治会等が円滑な情報提供等を行うのに必要かつ十分な機能を備えているものであること。

⑵　当該ソフトウェアの利用の導入後の具体的な利用計画が策定されていること。

（補助対象者）

第４条　補助金の交付を受けることができる者は、自治会等とする。

（補助対象経費）

第５条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、ソフトウェアの利用の導入に要する経費であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

⑴　ソフトウェアの利用料（機能強化等を行う場合にあっては、当該機能強化等を行った後に

生じる利用料）

⑵　機能強化等に係る作業等に要する費用

⑶　ソフトウェアの初期設定作業の支援に要する経費

⑷　ソフトウェアの操作研修その他の指導料

⑸　その他市長が特に必要と認める経費

（補助金の額等）

第６条　補助金の額は、補助対象経費に２分の１を乗じて得た額（その額に１，０００円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を超えない範囲内において市長が定める額とし、１００，０００円を限度とする。

２　一の自治会等が交付を受けることができる補助金の交付回数は、１回限りとする。

（交付申請書）

第７条　大津市補助金等交付規則（平成１０年規則第３２号。以下「規則」という。）第４条第１項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市ふれあいネット導入事業費補助金交付申請書（様式第１号）とする。

２　前項の交付申請書は、市長が別に定める期間内に、次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

⑴　大津市ふれあいネット導入事業計画書（様式第２号）

⑵　ソフトウェアの内容が確認できるカタログ、パンフレット等の資料

⑶　補助対象経費が確認できる見積書の写し等の資料

⑷　その他市長が特に必要と認める書類

（決定通知書）

第８条　規則第７条第１項の規定による通知は、大津市ふれあいネット導入事業費補助金交付決定通知書（様式第３号）により行うものとする。

２　規則第７条第２項の規定による通知は、大津市ふれあいネット導入事業費補助金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第４号）により行うものとする。

（事情変更による取消通知書等）

第９条　規則第９条第５項の規定による通知は、大津市ふれあいネット導入事業費補助金交付決定取消通知書（様式第５号）又は大津市ふれあいネット導入事業費補助金交付決定変更通知書（様式第６号）により行うものとする。

（補助事業等の内容の変更等の承認申請書）

第１０条　規則第１３条第１項の規定により市長に提出しなければならない承認申請書は、大津市ふれあいネット導入事業費補助事業変更承認申請書（様式第７号）又は大津市ふれあいネット導入事業費補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第８号）とする。

２　前項の承認申請書には、第７条第２項各号に掲げる書類のうち、変更のあった書類を添付するものとする。

（承認通知書等）

第１１条　規則第１３条第２項の規定による通知は、大津市ふれあいネット導入事業費補助事業変更承認決定通知書（様式第９号）若しくは大津市ふれあいネット導入事業費補助事業中止（廃止）承認決定通知書（様式第１０号）又は大津市ふれあいネット導入事業費補助事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第１１号）若しくは大津市ふれあいネット導入事業費補助事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第１２号）により行うものとする。

（実績報告書）

第１２条　規則第１４条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、大津市ふれあいネット導入事業費補助事業実績報告書（様式第１３号）とする。

２　前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

⑴　ソフトウェアの利用の導入に要した費用が確認できる書類（明細を記した領収書等）

⑵　ソフトウェアの利用を導入したことが確認できる写真その他の資料

（確定通知書）

第１３条　規則第１５条の規定による通知は、大津市ふれあいネット導入事業費補助金確定通知書（様式第１４号）により行うものとする。

（交付請求書）

第１４条　規則第１８条第１項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市ふれあいネット導入事業費補助金交付請求書（様式第１５号）とする。

（取消通知書）

第１５条　規則第１９条第４項の規定による通知は、大津市ふれあいネット導入事業費補助金交付決定取消通知書（様式第１６号）により行うものとする。

（返還通知書）

第１６条　規則第２０条第１項の規定による返還の命令は、大津市ふれあいネット導入事業費補助金返還通知書（様式第１７号）により行うものとする。

（帳簿の備付け）

第１７条　補助金の交付を受けた者は、当該補助事業完了後１０年間、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え付け、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

（その他）

第１８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附　則

１　この要綱は、令和４年　月　日から施行し、同年４月１日以後のソフトウェアの利用の導入により生じた補助対象経費について適用する。

２　この要綱は、令和９年３月３１日限り、その効力を失う。

様式第１号（第７条関係）

大津市ふれあいネット導入事業費補助金交付申請書

年　　月　　日

（宛先）

大津市長

申請者　自治会等名

住　　所

代 表 者 名

連　絡　先　　－　　－

大津市補助金等交付規則第４条第１項の規定により、大津市ふれあいネット導入事業費補助金の交付について次のとおり申請します。

補　助　年　度	年度
補 助 事 業 の 名 称	大津市ふれあいネット導入事業費補助事業
補助事業の目的及び内容	
補助事業の経費所要額	円
交 付 申 請 金 額	円
補助事業の着手予定年月日及び完了予定年月日	着　手　　年　　月　　日 完　了　　年　　月　　日
添　付　書　類	⑴　大津市ふれあいネット導入事業計画書（様式第２号） ⑵　補助対象事業の内容が確認できるカタログ・パンフレット等の資料 ⑶　補助対象経費が確認できる見積書の写し等の資料 ⑷　その他市長が特に必要と認める書類

様式第２号（第７条関係）

大津市ふれあいネット導入事業計画書

年　　月　　日

自治会等名
代 表 者 名
連　絡　先　　－　　－

1　導入するソフトウェアの名称
2　該当する補助対象事業　※該当する全てにチェックしてください。
□ソフトウェアの利用料（機能強化等を行う場合にあっては、当該機能強化等を行った後に生じる利用料） □機能強化等に係る作業等に要する費用 □ソフトウェアの初期設定作業の支援に要する経費 □ソフトウェアの操作研修その他の指導料
3　事業概要
⑴　目的・用途
⑵　期待される効果
⑶　事業スケジュール
⑷　次年度以降にソフトウェアを利用して行う活動の予定
4　事業費及び財源

【事業費】

	金額	摘要
総事業費		
うち補助対象事業費		

【自治会等での予算】

	金額	摘要
補助金		
自己資金		
合計		

※必要に応じて資料を添付すること。

様式第３号（第８条関係）

大津市ふれあいネット導入事業費補助金交付決定通知書

大　　第　　号
年　　月　　日

様

大津市長　　印

年　　月　　日付けで申請のあった大津市ふれあいネット導入事業費補助金の交付について、次のとおり決定したので大津市補助金等交付規則第７条第１項の規定により通知します。

補助年度	年度
補助事業の名称	
補助事業の目的及び内容	交付申請書記載のとおり
交付決定金額	円
交付条件	⑴　補助事業の内容の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。 ⑵　補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。 ⑶　補助事業に要する経費の配分の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。 ⑷　補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。 ⑸　大津市補助金等交付規則及び大津市ふれあいネット導入事業費補助金交付要綱の規定を遵守すること。

様式第４号（第８条関係）

大津市ふれあいネット導入事業費補助金交付申請棄却（却下）決定通知書

大　　第　　号
年　　月　　日

様

大津市長　　印

年　　月　　日付けで申請のあった大津市ふれあいネット導入事業費補助金について、次のとおり交付しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第７条第２項の規定により通知します。

補助年度	年度
補助事業の名称	
補助事業の目的及び内容	交付申請書記載のとおり
交付申請金額	円
交付しないことと決定した理由	

様式第５号（第９条関係）

大津市ふれあいネット導入事業費補助金交付決定取消通知書

大　　第　　号
年　　月　　日

様

大津市長　　印

年　　月　　日付け　大　　第　　号で交付の決定をした大津市ふれあいネット導入事業費補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第９条第５項の規定により通知します。

補助年度	年度
補助事業の名称	
交付決定金額	円
取消金額	円
取消後の交付決定金額	円
取消しをした理由	

様式第６号（第９条関係）

大津市ふれあいネット導入事業費補助金交付決定変更通知書

大　　第　　号
年　　月　　日

様

大津市長　　印

年　　月　　日付け　大　　第　　号で交付の決定をした大津市ふれあいネット導入事業費補助金について、次のとおり交付決定を変更したので大津市補助金等交付規則第９条第５項の規定により通知します。

補　助　年　度	年度
補助事業の名称	
交付決定金額	円
決定内容又はこれに付した条件を変更する内容	
変更をした理由	

様式第７号（第１０条関係）

大津市ふれあいネット導入事業費補助事業変更承認申請書

年　　月　　日

（宛先）

大津市長

申請者　自治会等名

住　　所

代 表 者 名

連　絡　先　　－　　－

　　年　　月　　日付け大　　第　　号で補助金の交付決定のあった大津市ふれあいネット導入事業費補助事業の変更の承認について、大津市補助金等交付規則第１３条第１項の規定により次のとおり申請します。

補　助　年　度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
補助事業の変更の内容	
変　更　す　る　理　由	
変　更　の　年　月　日	年　　月　　日
添　付　書　類	

様式第８号（第１０条関係）

大津市ふれあいネット導入事業費補助事業中止（廃止）承認申請書

年　　月　　日

（宛先）

大津市長

申請者　自治会等名

住　　所

代 表 者 名

連　絡　先　　－　　－

年　　月　　日付け大　　第　　号で補助金の交付決定のあった大津市ふれあいネット導入事業費補助事業の中止（廃止）の承認について、大津市補助金等交付規則第１３条第１項の規定により次のとおり申請します。

補　助　年　度	年度
補 助 事 業 の 名 称	
中止（廃止）する理由	
中止（廃止）の年月日	年　　月　　日
添　付　書　類	

様式第９号（第１１条関係）

大津市ふれあいネット導入事業費補助事業変更承認決定通知書

大　　第　　号
年　　月　　日

様

大津市長　　印

年　　月　　日付け大　　第　　号で補助金の交付の決定をした大津市ふれあいネット導入事業費補助事業の変更について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第１３条第２項の規定により通知します。

補助年度	年度
補助事業の名称	
変更した承認内容	
承認年月日	年　　月　　日

様式第１０号（第１１条関係）

大津市ふれあいネット導入事業費補助事業中止（廃止）承認決定通知書

大　　第　　号
年　　月　　日

様

大津市長　　印

年　　月　　日付け大　　第　　号で補助金の交付の決定をした大津市ふれあいネット導入事業費補助事業の中止（廃止）について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第１３条第２項の規定により通知します。

補　助　年　度	年度
補助事業の名称	
中止（廃止）の承認年月日	年　　月　　日

様式第１１号（第１１条関係）

大津市ふれあいネット導入事業費補助事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書

大　　第　　号
年　　月　　日

様

大津市長　　印

年　　月　　日付け大　　第　　号で補助金の交付の決定をした大津市ふれあいネット導入事業費補助事業の変更について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第１３条第２項の規定により通知します。

補助年度	年度
補助事業の名称	
補助事業の変更の内容	
承認しないことと決定した理由	

様式第１２号（第１１条関係）

大津市ふれあいネット導入事業費補助事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書

大　　第　　号
年　　月　　日

様

大津市長　　印

年　　月　　日付け大　　第　　号で補助金の交付の決定をした大津市ふれあいネット導入事業費補助事業の中止（廃止）について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第１３条第２項の規定により通知します。

補助年度	年度
補助事業の名称	
承認しないことと決定した理由	

様式第１３号（第１２条関係）

大津市ふれあいネット導入事業費補助事業実績報告書

年　　月　　日

（宛先）

大津市長

申請者　自治会等名

住　　所

代表者名

連絡先　　－　　－

　　年　　月　　日付け大　　第　　号で補助金の交付の決定のあった大津市ふれあいネット導入事業費補助事業の実績について、大津市補助金等交付規則第１４条の規定により次のとおり報告します。

補助年度	年度
補助事業の名称	
補助事業の着手年月日及び完了年月日	着手　　年　　月　　日 完了　　年　　月　　日
交付決定金額	円
補助金の既交付金額	円
補助事業の経費精算額（補助対象金額）	円
添付書類	

様式第１４号（第１３条関係）

大津市ふれあいネット導入事業費補助金確定通知書

大　　第　　号
年　　月　　日

様

大津市長　　印

年　　月　　日付け大　　第　　号で補助金の交付の決定をした大津市ふれあいネット導入事業費補助事業について、次のとおり大津市ふれあいネット導入事業費補助金の額を確定したので、大津市補助金等交付規則第１５条の規定により通知します。

補　助　年　度	年度
補助事業の名称	
交付決定金額	円
補助事業の経費精算額 （補助対象金額）	円
交付確定金額	円

様式第１５号（第１４条関係）

大津市ふれあいネット導入事業費補助金交付請求書

年　　月　　日

（宛先）

大津市長

申請者　自治会等名

住　　所

代表者名　　㊞

連絡先　　－　　－

年　　月　　日付け大　　第　　号で補助金の交付の確定のあった大津市ふれあいネット導入事業費補助金について、大津市補助金等交付規則第１８条第１項の規定により次のとおり請求します。

補助年度		年度
補助事業の名称		
交付確定金額		円
交付請求金額		円
振込先金融機関	金融機関名	銀行・信用金庫・農協　　支店
	口座番号	普通　・　当座
	口座名義	
添付書類		

様式第１６号（第１５条関係）

大津市ふれあいネット導入事業費補助金交付決定取消通知書

大　　第　　号
年　　月　　日

様

大津市長　　印

年　　月　　日付け大　　第　　号で補助金の交付の決定をした大津市ふれあいネット導入事業費補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第１９条第４項の規定により通知します。

補助年度	年度
補助事業の名称	
交付決定（確定）金額	
取消金額	円
取消後の交付決定（確定）金額	円
取消しをした理由	

様式第１７号（第１６条関係）

大津市ふれあいネット導入事業費補助金返還通知書

大　　第　　号
年　　月　　日

様

大津市長　　印

年　　月　　日付け大　　第　　号で補助金の交付の決定をした大津市ふれあいネット導入事業費補助金について、大津市補助金等交付規則第２０条第１項の規定により次のとおり返還を請求します。

返　還　金	円
返　還　理　由	
返　還　期　限	年　　月　　日まで
補　助　年　度	年度
補助事業の名称	
交付決定金額	円
補助金の既交付金額及び交付年月日	円 年　　月　　日
交付確定金額	円

（注）別添納付書により振り込んでください。なお、大津市補助金等交付規則第１９条第１項の規定により交付の決定を取り消された場合において、返還期限までに納付されないときは、延滞金を納付しなければなりません。